

平成 25 年 7 月 2 日  
消 防 庁

## 消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（案）等に対する意見募集結果、告示の公布及び今後の対応

消防庁では、消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（案）等の内容について、平成 25 年 3 月 27 日から平成 25 年 4 月 25 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、10 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、容器弁の点検に係る事項については今後再検討を行うこととし、当該告示のうち容器弁の点検に係る事項を除いたものを本日公布しました。

### 1 意見募集の結果

告示案について、平成 25 年 3 月 27 日から平成 25 年 4 月 25 日までの間、意見を募集したところ、10 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙 1のとおりです。

### 2 告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の告示を平成 25 年 7 月 2 日に公布しました。

- [\(1\) 消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（平成 25 年総務省告示第 285 号）](#)
- [\(2\) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（平成 25 年消防庁告示第 10 号）](#)
- [\(3\) 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（平成 25 年消防庁告示第 11 号）](#)

### 3 公布された告示の内容

今回の消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件等の主な改正事項は、以下のとおりです（告示の概要は 別紙 2のとおりです。）。

- 消防法施行令の一部を改正する政令案において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しを行うことに伴い、検定対象機械器具等の型式変更試験の手数料等について、必要な改正を行うものです。
- 消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器及び連結送水管の点検基準及び点検票について必要な規定の整備を行うものです。
- 消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器及び連結送水管の試験結果報告書について必要な規定の整備を行うものです。

## 4 再検討事項について

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）のガス系消火設備の容器弁の点検項目及び点検期限等に係る事項については、いただいた御意見を踏まえて、平成 25 年 7 月初旬に開催される「予防行政のあり方に関する検討会」において再度御議論いただくこととし、「予防行政のあり方に関する検討会」で御議論いただいた内容も踏まえた今後の対応について、改めてお示しすることとします。

### 【参考】

「消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（案）等に対する意見募集」

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2503/250326\\_1houdou/04\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2503/250326_1houdou/04_houdoushiryou.pdf)



（事務連絡先）

消防庁予防課

（担当：土屋補佐、松浦）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

【消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（案）等についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
No. 1	<p>平成 21 年の消防用設備等の点検要領の改正により、設置後又は点検後 15 年が経過した容器弁については、20 年までの間に、不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領（平成 21 年消防予第 132 号）に基づいて、点検を行っている。</p> <p>前回の消防用設備等の点検要領の改正時からの経過期間も短く、今回の改正により点検期限が大幅に延長されると、既に点検を実施したユーザーの理解も得られないこと、容器交換時にガスが抜けていた例もあることなどから、点検期限を大幅に変更する改正を行うべきではない。</p>	<p>不活性ガス消火設備等の容器弁の耐圧性能や気密性能等の安全性に係る点検については、現在、消防用設備等の点検要領に基づき行っているところですが、安全性に係る点検の実施率が低いこと等を踏まえて、今般、安全性に係る点検の実効性の向上等を図るべく、不活性ガス消火設備等の容器弁の安全性に係る点検基準の告示化を行うこととし、過去の容器弁の耐久性に係る試験データ等を踏まえ、不活性ガス消火設備等の点検期限を 35 年、ハロゲン化物消火設備の蓄圧式ハロゲン化物貯蔵容器の点検期限を 40 年とする案をお示ししたところです。</p> <p>しかしながら、点検期限を大幅に延長した場合には既に点検を実施したユーザーの理解が得られないとのご意見や点検期限についてはより安全性を考慮した期限とするべきとのご意見等があることから、点検期限の考え方等について再度検討を行うこととします。</p>
No. 2	<p>1、改正後の年数について数字の根拠がない。</p> <p>2、消防用設備は設置環境により経年劣化にばらつきがあるため長期間による一律の規定には疑問がある。</p> <p>3、改正により長期間の経年劣化で万が一国が訴えられた場合に国家賠償にまで至ると 1つの判例で全ての裁判が全敗となる。</p> <p>以上を鑑みて改正すべきではない。</p>	<p>今回の改正の考え方については、NO. 1 のとおりです。</p> <p>また、設置環境による経年劣化等により、6ヶ月に 1 回行われる容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては、当該点検後速やかに安全性に係る点検についても行うこととしております。</p> <p>なお、裁判の動向についてはコメントする立場にありません。</p>
No. 3	<p>ユーザーより以下の意見が寄せられている。</p>	<p>現行の点検要領において、設置後又は点検後 15 年が経過した容器弁については 20</p>

	<p>・点検基準がここまで緩和されたのはなぜか？設置後15年の対象はなにを根拠に定められたものだったのか。</p> <p>・消防庁より通知がでていながらもかわらず、一番近い丸の内消防署内の容器弁安全性点検が実施されなかったのはなぜか。</p> <p>また、既に点検を実施したユーザーの理解が得られないことについてどう考えるのか。</p>	<p>年までの間に点検を行うこととされているのは、メーカー等が推奨する交換年数を参考に規定したものです。また、今回の改正の考え方については、NO.1のとおりです。</p> <p>なお、個別の防火対象物における点検状況及び消火設備設置後の経過年数等については、所轄消防機関への報告となるため、適切な点検が実施されるよう、引き続き各消防機関と連携してまいります。</p>
No. 4	<p>設置後25年を経過した容器弁が、劣化や腐食が原因で誤放射した例や国際規格等に照らしても点検期限を延長すべきではない。</p> <p>また、現行の点検期限で告示化を行ったとしても、今回の経過措置の対象となっている容器弁については今後3年間で十分に対応することが可能である。</p>	<p>今回の改正の考え方については、NO.1のとおりです。</p> <p>なお、経過措置の考え方については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
No. 5	<p>現在設備増強を行っているため、容器弁の点検に必要な処理能力については問題が無いことから、安全性を最優先した点検期間を設定すべきである。</p>	<p>容器弁の点検に必要な処理能力の状況については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
No. 6	<p>貯蔵容器の設置環境は設置場所により著しく異なる。</p> <p>また、屋外に設置された移動式粉末消火設備については、20年で全数交換とすべき。</p>	<p>今回の改正の考え方については、NO.1のとおりです。</p> <p>なお、移動式粉末消火設備の点検期間の考え方については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
No. 7	<p>高圧ガス容器については、設置後20～24年の事故が多いことを鑑みて、現行の点検期限を変えるべきではない。</p> <p>なお、現行の点検期限のままで告示化するにあたっては、猶予期間の延長（3年程度）を要望する。</p> <p>また、点検未実施に対する罰則化も併せて実施すべきである。</p>	<p>今回の改正の考え方については、NO.1のとおりです。</p> <p>なお、猶予期間の考え方については今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>また、罰則については、消防法第44条第11号の規定により、消防法17条の3の3の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留に処せられることから、点検未実施項目が</p>

		あり、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検結果の報告として消防機関が受理できないような場合には、点検結果の未報告として罰則の対象となる場合があります。
No. 8	<p>点検期限を、不活性ガス消火設備等は設置又は点検後15年を経過したものは25年まで、ハロゲン化物消火設備は設置又は点検後15年を経過したものは30年とすべきである。その際には経過措置についても必要な期間を延長すべきである。</p> <p>また、点検項目の「容器弁」の項目に「安全装置」の項目も含めるべきである。</p> <p>さらに、今回の改正案の点検期限の根拠を示してほしい。</p>	<p>今回の改正の考え方については、NO. 1 のとおりです。なお、点検期限や経過措置の期間の考え方については、今後の検討の参考とします。</p> <p>また、不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊版の基準告示において、「容器弁」と「安全装置」の基準がそれぞれ別に規定されていることを踏まえて、「容器弁」と「安全装置」の点検項目についても、それぞれ別の項目としているものです。</p>
No. 9	<p>易操作性 1 号消火栓の名称は関係者の努力により広く一般に周知されているものであり、銘板等にも明記されていることから、易操作性 1 号消火栓の簡易操作型 1 号消火栓への名称変更を行った場合には、製造業者、販売業者、点検業者等にとって、多大な労力と費用が発生することになるが、それらを伴ってまで名称を変更しなければならない理由は何か。</p>	<p>利用者にわかりやすい名称が望ましいことから、「簡易操作型 1 号消火栓」という名称を考えましたが、ご意見を踏まえて、名称を変更せず、引き続き「易操作性 1 号消火栓」とさせていただきます。</p>
No. 10	<p>容器弁点検の実効性が低いのは、費用があまりにも高額である事が理由であると実感している。</p> <p>年数を延ばす改正を行わなくとも、容器弁の規格の統一や一般のガス充填所では交換ができないなどのメーカー各社の独占的な状況が解消されると、価格が低下し実効性は向上すると考える。</p>	<p>いただいたご意見については、関係機関等に情報提供し、今後の参考といたします。</p>

# 消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件等について

平成 25 年 7 月  
消 防 庁 予 防 課

## 1 消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件について

### 【概要】

消防法施行令の一部を改正する政令案において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しを行うことに伴い、検定対象機械器具等の型式変更試験の手数料等について、必要な改正を行うものである。

### 【理由】

消防法施行令の一部を改正する政令案においては、公益法人事業仕分けにおいて、「自主検査を導入すべき」との指摘を受けたことを踏まえて、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目について見直しを行っている。

上記の品目の見直しに伴い、検定対象機械器具等の型式変更試験の手数料等についても併せて見直しを行う必要があることから、所要の改正を行うものである。

### 【内容】

#### (1) 消防用ホースの型式承認に係る試験の手数料の額（第 1 号関係）

消防用ホースを検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に移行することに伴い、消防用ホースの型式承認に係る試験の手数料の規定を削除する。

#### (2) 消火器用消火薬剤等の型式適合検定の手数料の額（第 1 号の 2 関係）

消防用ホースを検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に移行することに伴い、消防用ホースの型式適合検定の手数料の規定を削除する。

#### (3) 型式変更試験の手数料の額（第 2 号関係）

消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器を検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に移行することに伴い、消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器の型式変更試験の手数料の規定を削除するとともに、住宅用防災警報器を検定対象機械器具等に追加することに伴い、住宅用防災警報器の型式変更試験の手数料を新たに定める。

#### (4) 消火器等の細分として定める用語の意義（第 3 号関係）

消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器を検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に移行することに伴い、消防法施行令別表第 3 の種別の欄中消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器の細分として定める用語の意義を削除する。

### 【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する

### 点検票の様式を定める件の一部を改正する件について

#### 【概要】

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器、連結送水管の点検基準及び点検票について必要な規定の整備を行うものである。

#### 【理由】

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器、連結送水管の点検基準及び点検票について規定の整備を行う必要がある。

#### 【内容】

##### (1) 屋内消火栓設備等の点検基準及び点検票（別表第2及び別記様式第2等関係）

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管の点検基準及び点検票について、所要の規定の整備を行う。

##### (2) 漏電火災警報器の点検基準及び点検票（別表第12及び別記様式第12関係）

消防法施行規則の改正に伴い、漏電火災警報器の点検基準及び点検票について、所要の規定の整備を行う。

#### 【施行期日・経過措置】

平成25年10月1日から施行する。

ただし、(2)については、平成26年4月1日から施行するものとする。

また、所要の経過措置を設けるものとする。

### 3 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件について

#### 【概要】

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器及び連結送水管の試験結果報告書について必要な規定の整備を行うものである。

#### 【理由】

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器及び連結送水管の試験結果報告書について規定の整備を行う必要があることから、所要の改正を行うものである。

#### 【内容】

##### (1) 屋内消火栓設備等の試験結果報告書（別記様式第2等関係）

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管の試験結果報告書について、所要の規定の整備を行う。

##### (2) 漏電火災警報器の試験結果報告書（別記様式第13関係）

消防法施行規則の改正に伴い、漏電火災警報器の試験結果報告書について、所要の規定の整備を行う。

#### 【施行期日・経過措置】

平成25年10月1日から施行する。

ただし、(2)については、平成26年4月1日から施行するものとする。

また、所要の経過措置を設けるものとする。